

京情個審答申第 26 号  
令和 6 年 1 月 5 日

京都府知事 西 脇 隆 俊 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 山 本 克 己

個人情報利用不停止決定に係る審査請求に対する  
裁決について（答申）

令和 4 年 9 月 20 日付け 4 住第 824 号で諮問のあった事案について、次の  
とおり答申します。

## 第1 審議会の結論

本件事案について、処分庁が利用不停止とした判断は、妥当である。

## 第2 審査請求に至る経過

- 1 令和3年4月1日、審査請求人は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年京都府条例第33号）第5条の規定による廃止前の京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第22条の規定により、処分庁である京都府知事（この答申において「処分庁」という。）に対し、「京都府が取得した平成28年1月1日から本利用停止請求日までの私の京都府営住宅家賃減免のための民生委員状況確認書」に記載されている自己の個人情報（以下「本件個人情報」という。）について利用停止請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和3年5月6日、処分庁は、本件請求に対し、本件請求に係る民生委員状況確認書（以下「状況確認書」という。）は家賃の減免を求める申請者の収入の状況等を民生委員から収集するものではなく、申請者が家賃の減免を必要とする状況を民生委員が申請者に確認、調査をした結果を取りまとめたものであり、家賃の減免の申請に当たり、申請者に状況確認書の添付を求めることは、条例第4条に違反するものではないとして、個人情報利用不停止決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に個人情報利用不停止決定通知書を送付した。
- 3 令和3年5月18日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として処分庁に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和4年9月20日、諮問庁である京都府知事（以下「諮問庁」という。）は、条例第28条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

## 第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、状況確認書の収集による個人情報の利用停止を求めるというものである。

## 第4 審査請求人の主張の趣旨

審査請求人が、個人情報利用停止請求書及び審査請求書において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 処分庁は京都府府営住宅条例（昭和42年京都府条例第10号）第27条を根拠に本件個人情報を収集しているとするが、これは際限なく個人情報の収集を許しているものではない。京都府府営住宅及び特別賃貸府営住宅の家賃等の減免及び徴収猶予取扱要綱（昭和54年京都府告示第637号）には法的拘束力はなく、本件個人情報の収集は条例第4条に違反する。

- 2 そして、処分庁は、課税証明書では申請時の収入状況が確認できないため、状況確認書が必要とするが、京都府府営住宅条例第 27 条のとおり、次年度分を取得し、減免に当たらなければこれを取り消し、返還を求めればよいだけであり、状況確認書は必要ない。
- 3 また、民生委員は守秘義務があるといっても、罰則はなく、個人情報を守られない。
- 4 さらに、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）は、委託先（民生委員）への監督も義務付けているが、処分庁は何ら監督をしておらず、誰でも戸籍や住民票を取得できた時代の旧態依然とした意識で社会的差別の恐れのある個人情報を、高齢者などは免除したうえで取得しており、違法である。

## 第 5 諮問庁の説明の要旨

処分庁の弁明書及び諮問庁の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 入居者の収入状況についての情報収集は、京都府府営住宅条例第 27 条の規定に基づくものであり、条例第 4 条第 3 項第 1 号に規定される「法令等に基づくとき。」にあたるため、条例第 4 条第 1 項に違反していない。

過去から無収入である者については、給与支払証明書や離職証明書等、申請時の所得を証明する書類が存在しないため、昭和 34 年 12 月 8 日付建設省（現国土交通省）住宅局長通知（住発第 364 号）（以下「局長通知」という。）を参考に民生委員が無収入であることを証明した「状況確認書」を申請者から提出させる運用を行っている。これは必要な情報収集の範疇であり、際限なく収集しているとはいえない。

また、家賃減免の申請時にその承認の判断に必要な情報がなければ、減免の審査自体を行うことができず、減免承認決定を行うことができない。家賃の減免承認決定がなければ後に減免承認を取り消すこともできない。

- 2 民生委員の守秘義務に関しては、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）第 11 条第 1 項第 2 号の規定により、厚生労働大臣は、職務上の義務に違反した民生委員を都道府県知事の具申に基づいて解嘱することができる。すなわち、民生委員が同法第 15 条の規定に違反した場合は解嘱となる可能性があり、罰則はないとしても、守秘義務が担保される制度となっている。

また、本府と民生委員とは、個人情報の保護に関する法律が規律する委託に係る契約は締結していないため、同法が規定する監督義務は、問題とならない。

- 3 これらのことから、審査請求人の主張には理由がなく、本件処分は妥当であり、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第 6 審議会の判断理由

- 1 審査請求人は、本件個人情報の収集が条例第 4 条に違反する旨を主張しているものと解されることから、以下この点について、検討し、判断する。

- (1) 条例第4条は、個人情報の収集に関し、収集する情報の内容、収集の方法、収集先等についての制限を定めている。

京都府府営住宅条例第27条は、家賃の減免の審査及び減免承認決定を行うに当たって、入居者の収入状況の報告を求めることができる旨を定めており、本件個人情報の収集は許容されるものである。

収入状況の報告に係る具体的な個人情報の収集について、過去から無収入である者については、給与支払証明書や離職証明書等、申請時の所得を証明する書類が存在しない。そのため無収入である者については、局長通知を参考に民生委員が無収入であることを証明した状況確認書を申請者から提出させる運用を行っている旨及び本件審査請求に係る状況確認書については、審査請求人から提出されている旨、諮問庁の職員により当審議会に対して申述があった。

これは、家賃の減免承認の審査及び決定のために必要かつ最小限の範囲であり、また本人からの個人情報の収集であると判断される。

- (2) なお、審査請求人が京都府を被告として京都地方裁判所に提起した、本件個人情報の利用不停止決定の取り消し等を求めた個人情報利用停止及び損害賠償請求事件（令和3年（行○）第○号）においても、民生委員の作成に係る状況確認書の提出を本人に求め、当該申請者の収入状況を確認することをもって、違法な手段で本件個人情報を収集したということとはできない旨、判示されている（令和5年○月○日判決＝確定）。

- 2 したがって、本件個人情報は、条例第4条の規定に違反して収集されたものとはいえないことから、条例第22条には該当しないので利用不停止とした処分庁の決定は、妥当である。

### 3 結 論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 9月20日	諮問書の受理
令和4年11月29日	第1回審議会
令和5年 5月15日	第2回審議会
令和5年 7月21日	第3回審議会
令和5年12月20日	第4回審議会
令和6年 1月 5日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委員（部会長） 山 本 克 己  
委員 奥 野 美奈子  
委員 原 田 大 樹  
委員 宮 本 恵 伸  
委員 山 舗 恵 子